

平成27年第1回宇都宮市公平委員会

日 時 平成27年3月26日(木) 午後1時30分
場 所 宇都宮市役所4階 懇談室

平成27年第1回宇都宮市公平委員会次第

3月26日(木) 午後1時30分
宇都宮市役所4階 懇談室

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指定
- 3 議事日程の説明
- 4 議 事
 - 日程第1 議案第1号 事務職員の任免について
 - 日程第2 議案第2号 職員相談員の任免について
 - 日程第3 議案第3号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
- 5 その他
- 6 閉 会

議案第1号

事務職員の任免について

次の者を平成27年4月1日付けで宇都宮市公平委員会事務職員に併任し、又は併任を免ずる。

平成27年3月26日提出

委員長 白井裕己

1 併任する者

(1) 事務職員（書記長）に併任する者

事務職員 川 俣 浩

(2) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 後 藤 亮

2 併任を免ずる者

(1) 事務職員（書記長）の併任を免ずる者

事務職員 秋 山 正 美

(2) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 伊 藤 貴 康

議案第2号

職員相談員の任免について

次の者を平成27年4月1日付けで職員相談員に命じ、又は職員相談員を免ずる。

平成27年3月26日提出

委員長 白井裕己

1 職員相談員に命じる者

- (1) 事務職員（書記長） 川 俣 浩
- (2) 事務職員（書記） 後 藤 亮

2 職員相談員を免ずる者

- (1) 事務職員 秋 山 正 美
- (2) 事務職員 伊 藤 貴 康

議案第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成27年3月26日提出

委員長 白井裕己

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の部中「事務局次長 副参事」を「参事 事務局次長」に改め、同表市長部局の部出先機関の款市民活動センターの項中「所長」を「所長 副所長」に改め、同款保健所の項中「課長 主幹」を「副参事 課長」に改め、同款北清掃センターの項を削り、同表教育委員会の部事務局の款本庁の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同款出先機関の項中「

所長

」を

「 所長 副所長

」に改め、同表選挙管理委員

会事務局の部中「事務局長」を「事務局長 副参事」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた同項に規定する旧教育長については、改正後の第2条の規定にかかわらず、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により管理職員等の職にある者とする。